

議案第86号

西海市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

西海市消防団条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和6年11月29日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

西海市条例第 号

西海市消防団条例の一部を改正する条例

西海市消防団条例（平成17年西海市条例第236号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 年額報酬及び出動報酬の支給額は、報酬の種類ごとに別表第1又は別表第2に定めるとおりとし、支給時期、計算方法その他支給にあたって必要な事項は、別に規則で定める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第15条関係）

職名	年額報酬の額
団長	135,500円
副団長	120,500円
方面団長	106,000円

方面副団長	76,500円
分団長 本部隊長	50,500円
副分団長 本部副隊長	45,500円
部長	40,000円
班長	37,000円
その他の団員又は隊員	36,500円

別表第2を次のように改める。

別表第2（第15条関係）

種類	支給対象者	出動報酬の支給額
災 害 出 動 （火 災、風 水害等）	災害現場に出動し、災害防 ぎょ、救助等に従事した団 員及び任命権者が出動招集 を行った業務に従事した団 員	2時間以内のとき 2,000円
		2時間を超え4時間以内のとき 4,000円
		4時間を超えるとき 8,000円
		ただし、市長が8時間を超えた 活動を指示した場合は、1時間 につき1,000円を加算

儀 式 ・ 訓 練 出 動	儀式、教養訓練その他の訓練に参加した団員	1 日につき3,500円
警戒出動	警戒出動に従事した団員	1 日につき3,500円
機 械 器 具 等 整備出動	機械器具等整備に従事した団員	1 日につき2,500円

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の西海市消防団条例の規定は、令和6年12月1日から適用する。

新旧対照表

西海市消防団条例の一部を改正する条例

新	旧												
西海市消防団条例 平成17年4月1日 西海市条例第236号 第1条～第14条（略） （報酬及び費用弁償） 第15条（略） 2（略） 3 <u>年額報酬及び出動報酬の支給額は、報酬の種類ごとに別表第1又は別表第2に定めるとおりとし、支給時期、計算方法その他支給にあたって必要な事項は、別に規則で定める。</u> 4及び5（略） 第16条～第20条（略） 別表第1（第15条関係） <table><tr><th>職名</th><th><u>年額</u>報酬の支給額</th></tr><tr><td>団長</td><td>135,500円</td></tr></table>	職名	<u>年額</u> 報酬の支給額	団長	135,500円	西海市消防団条例 平成17年4月1日 西海市条例第236号 第1条～第14条（略） （報酬及び費用弁償） 第15条（略） 2（略） 3 <u>年額報酬の額及び支給時期については別表第1に定めるとおりとし、出動報酬の額及び支給時期については別表第2に定めるとおりとする。</u> 4及び5（略） 第16条～第20条（略） 別表第1（第15条関係） <table><tr><th>職名</th><th colspan="2">報酬の支給額</th><th><u>支給時期</u></th></tr><tr><td>団長</td><td><u>年額</u></td><td>135,500円</td><td></td></tr></table>	職名	報酬の支給額		<u>支給時期</u>	団長	<u>年額</u>	135,500円	
職名	<u>年額</u> 報酬の支給額												
団長	135,500円												
職名	報酬の支給額		<u>支給時期</u>										
団長	<u>年額</u>	135,500円											

新		旧			
副団長	120, 500円	副団長	年額	120, 500円	4 月 1 日から12月31 日までの報酬を当該年の12月に、翌年1 月 1 日から3 月31 日までの報酬を当該年の3 月に支給する。
方面団長	106, 000円	方面団長	年額	106, 000円	
方面副団長	76, 500円	方面副団長	年額	76, 500円	
分団長 本部隊長	50, 500円	分団長 本部隊長	年額	50, 500円	
副分団長 本部副隊長	45, 500円	副分団長 本部副隊長	年額	45, 500円	
部長	40, 000円	部長	年額	40, 000円	
班長	37, 000円	班長	年額	37, 000円	
その他の団員又は隊員	36, 500円	その他の団員又は隊員	年額	36, 500円	
別表第 2 （第15条関係）					
種類	支給対象者	出勤報酬の支給額			

種類	支給対象者	支給額	支給時期
----	-------	-----	------

新				旧			
災 害 出 動 (火災、風 水害等)	災害現場に出動し、災 害防ぎょ、救助等に従 事した団員及び任命権 者が出動招集を行った 業務に従事した団員	2時間以内のとき 2,000円 2時間を超え4時 間以内のとき 4,000円 4時間を超えると き 8,000円		災 害 出 動 (火災、風 水害等)	災害現場に出動し、災 害防ぎょ、救助等に従 事した団員及び任命権 者が出動招集を行った 業務に従事した団員	2時間以内のとき 2,000円 2時間を超え4時 間以内のとき 4,000円 4時間を超えると き 8,000円	別表第1 で定める 報酬の支 給時期に 合わせて 支給す る。
		ただし、市長が8 時間を超えた活動 を指示した場合 は、1時間につき 1,000円を加算				ただし、市長が8 時間を超えた活動 を指示した場合 は、1時間につき 1,000円を加算	

新			旧				
儀式・訓練 出動	儀式、教養訓練その他 の訓練に参加した団員	1日につき3,500 円		儀式・訓練 出動	儀式、教養訓練その他 の訓練に参加した団員	1日につき3,500 円	
警戒出動	警戒出動に従事した団 員	1日につき3,500 円		警戒出動	警戒出動に従事した団 員	1日につき3,500 円	
機械器具等 整備出動	機械器具等整備に従事 した団員	1日につき2,500 円		機械器具等 整備出動	機械器具等整備に従事 した団員	1日につき2,500 円	

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の西海市消防団条例の規定は、令和6年12月1日から適用する。